

守谷市障がい者福祉センター相談支援事業運営規程

(事業の目的)

第1条 この規定は、指定管理者社会福祉法人日本キングスガーデンが管理する守谷市障がい者福祉センター（以下「福祉センター」）において実施する相談支援事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理・運営に関する事項を定め、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った、適切かつ円滑な事業の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 福祉センターは、利用者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、当該利用者の心身の状況、そのおかれている環境等に応じて利用者の選択に基づき、適切な障がい福祉サービス等が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものとする。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス機関と連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者の立場に立って、支給決定障がい者等に提供される障がい福祉サービス等が特定の種類、または特定の福祉サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行われるように努めるものとする。

4 前3項の他、関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

(福祉センターの名称及び所在地)

第3条 事業を行う福祉センターの名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称

守谷市障がい者相談支援センター

(2) 所在地

守谷市板戸井1977-2 守谷市障がい者福祉センター内

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 福祉センターにおける職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1人

福祉センターの管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。

(2) 相談支援専門員 1人

相談支援専門員は、利用者の生活全般に係る相談、サービス利用計画の作成及び継続的なモニタリング等を行うものとする。

(営業日及び営業時間)

第5条 福祉センターの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日・サービス提供日

月曜日から金曜日までとする。（祭日にあたる場合も営業）ただし、12月30日から1月3日は除く。

(2) 営業時間・サービス提供時間

午前8時30分から午後5時30分までとする。

(3) 上記の営業日、営業時間のほか、電話等により緊急時の連絡が可能な体制をとるものとする。

(事業の提供方法及び内容)

第6条 事業の内容は、次のとおりとする。

(1) 利用者からの日常生活全般に関する相談に応じること。

(2) サービス利用計画の作成に関すること。

① 利用者の居宅を訪問し、面接によるアセスメントを実施すること。

② サービス利用計画の原案を作成すること。

③ サービス担当者会議を開催し、サービス利用計画の原案内容について意見を聴取すること。

④ サービス利用計画の原案を利用者等に説明し、文書により同意を得ること。

⑤ サービス利用計画を利用者等及び利用サービス等の担当者に交付するとともに、市へ写しを提出すること。

⑥ 月1回以上、利用者の居宅を訪問し、サービス利用計画の実施状況の把握（モニタリング）を行うこと。

⑦ 必要に応じ、サービス利用計画の変更を行うこと。

(3) 利用者に対してサービスの提供方法等について理解しやすいように説明するとともに、ピアカウンセリング等の支援を必要に応じて実施する。

(4) 地域のサービス事業者の情報を適正に利用者等に提供すること。

(5) 相談方法については電話、メール、ファックス等により受け付けること。

(利用者等から受領する費用及びその額)

第7条 福祉センターは、法定代理受領を行わない事業を提供した際は、支給決定障がい者等から障害者総合支援法（以下「法」という。）第51条第14項の規定により算定されたサービス利用計画作成費の額の支払を受けるものとする。

2 前項の費用の支払いを受ける場合には、あらかじめ支給決定障がい者等に対し、サービスの内容及び費用について説明を行ない、同意を得るものとする。

3 費用の支払いを受けた場合は、支給決定障がい者等に対し、当該費用に係る領収書を交付するものとする。

(利用者負担額等に係る管理)

第8条 福祉センターは、事業を提供している支給決定障がい者等が当該事業と同一の月に受けた指定障がい者福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く）の額から法第29条第3項の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額（以下「利用者負担額等合計額」という。）を算定するものとする。

この場合において、利用者負担額等合計額が、負担上限月額（令第17条第1項に規定する負担上限月額をいう。以下同じ。）または高額障がい福祉サービ

ス費算定基準額（令第21条第1項に規定する高額障がい福祉サービス費算定基準額をいう。以下同じ。）を超える時は、当該事業者は当該指定障がい福祉サービス等の状況を確認の上、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、支給決定障がい者等に通知するものとする。

（通常の事業の実施地域）

第9条 通常の事業の実施地域は、守谷市全域とする。

（虐待防止のための措置）

第10条 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行なうとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

（苦情解決）

第11条 提供した事業に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

- 2 提供した事業に関し、法第10条第1項の規定により守谷市が行う報告、若しくは文書その他の物件の提出、若しくは提示の命令又は当該職員からの質問、若しくは福祉センターの設備、若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して守谷市が行う調査に協力するとともに、守谷市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 提供した事業に関し、法第11条第2項の規定により、茨城県が行う報告、若しくは事業の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出、若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して茨城県が行う調査に協力するとともに、茨城県から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 4 提供した事業に関し、法第48条第1項の規定により、茨城県知事又は守谷市長が行う報告、若しくは帳簿書類その他の物件の提出、若しくは提示の命令又は当該職員からの質問、若しくは福祉センターの設備、若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して茨城県知事又は守谷市長が行う調査に協力するとともに、茨城県知事又は守谷市長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 5 社会福祉法第83条に規定する茨城県社会福祉協議会が設置する茨城県福祉サービス運営適正化委員会が、同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

（従業者の研修）

第12条 福祉センターは、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1か月以内
- (2) 継続研修 年2回以上

(その他運営についての重要事項)

第13条 福祉センターは、利用者に対し適切な事業を提供できるよう、従業員の勤務の体制を定めておくものとする。

- 2 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
- 4 福祉センターは、従業員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。
- 5 福祉センターは、利用者に対する事業の提供に関する諸記録を整備し、当該事業を提供した日より5年間保存する。
- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は守谷市と福祉センターの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する

この改正は、平成26年7月1日より施行する